

○後援会慶弔・見舞金支給に関する申し合わせ事項（昭和 59 年 2 月 7 日施行）

後援会慶弔・見舞金支給に関する申し合わせ事項

申し合わせ年月日

昭和 59 年 2 月 7 日施行

昭和 59 年 11 月 22 日施行

平成 29 年 4 月 1 日施行

- 1 学生及びその家族が死亡したときは、供花を含み次により弔慰金を贈る。
 - (1) 学生 100,000 円以内
 - (2) 父母・配偶者 20,000 円以内
- 2 学生が正課若しくはそれに準ずる課外活動で、負傷事故にあった場合はその状況によるが、2 週間以上入院加療の場合 30,000 円を見舞金として贈ることができる。その他は状況により後援会役員会の議を経て見舞金を贈ることができる。
- 3 専任教職員及び家族が死亡したときは、供花を含み次により弔慰金を贈る。

本人 50,000 円以内

配偶者・父母・子供 20,000 円以内
- 4 本申し合わせ事項以外に学長、後援会会長が適当と認めた場合は、後援会本部役員会の議を経て慶弔金見舞金等を贈ることができる。